

第1章 調査の概要

1 調査の目的等

(1) 調査の目的

広島市では、すべての子どもが健やかに育つための環境づくりにむけ、子どもの貧困の問題に対する施策を検討するため、広島県と連携して、本市の子どもの生活実態や学習環境等について調査しました。

(2) 調査対象者

市内在住の小学5年生、中学2年生及びその保護者

	小学5年生	中学2年生
子ども	4,000 人	4,000 人
保護者	4,000 人	4,000 人

(3) 調査方法

調査票は「小学生票」「中学生票」（以下「子ども票」という。）と「小学生保護者票」「中学生保護者票」（以下「保護者票」という。）で構成され、対象者を無作為抽出し、郵送により配付しました。子どもと保護者がそれぞれ無記名で記入の上、子ども票用、保護者票用の個別封筒にそれぞれの調査票を入れ封緘したのち、世帯用の封筒にまとめて入れたものを郵送により回収しました。

(4) 調査時期

平成 29 年 7 月

(5) 有効回答

区分		小学5年生	中学2年生
子ども	有効回答数	1,313 人	1,274 人
	有効回答率	32.8%	31.9%
保護者	有効回答数	1,320 人	1,289 人
	有効回答率	33.0%	32.2%

(6) 集計方法

- 本報告書における集計値は、回収された調査票への記載情報に基づくものであり、既存の公的統計データと一致するものではありません。
- 本報告書では、子ども票、保護者票の設問をテーマごとに分類し、集計結果を掲載しています。
- 生活困難度を分類するための設問が無回答の場合、分類不能としたため、生活困難層、非生活困難層の合計は有効回答数とは一致しません。
- 単数回答の設問等において、各項目の比率を四捨五入表示しているため、その合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問においては、各項目の比率の合計値が100%を超える場合があります。
- グラフ又は文章において、選択肢等の表現を一部省略している場合があります。
- グラフでは見やすさを優先し、「0.0%」の数値表示を省略しているものがあります。
- グラフタイトルの(子 問○)は子ども票の設問番号を、(保 問○)は保護者票の設問番号を表します。

(7) 回答者の基本属性

ア 子どもの性別

区分	小学5年生	中学2年生
男子	618 人(47.1%)	579 人(45.4%)
女子	663 人(50.5%)	639 人(50.2%)
答えたくない	13 人(1.0%)	24 人(1.9%)
無回答	19 人(1.4%)	32 人(2.5%)

イ 保護者(回答者)と子どもの続柄

区分	小学5年生	中学2年生
父親	204 人(15.5%)	173 人(13.4%)
母親	1,111 人(84.2%)	1,105 人(85.7%)
祖父	2 人(0.2%)	1 人(0.1%)
祖母	1 人(0.1%)	3 人(0.2%)
兄弟姉妹	0 人(0.0%)	0 人(0.0%)
施設職員	0 人(0.0%)	1 人(0.1%)
その他	0 人(0.0%)	2 人(0.2%)
無回答	2 人(0.2%)	4 人(0.3%)

ウ 保護者(回答者)の年齢

区分	小学5年生	中学2年生
39歳以下	356人(27.0%)	153人(11.9%)
40～49歳	869人(65.8%)	975人(75.6%)
50～59歳	60人(4.5%)	138人(10.7%)
60歳以上	6人(0.5%)	7人(0.5%)
無回答	29人(2.2%)	16人(1.2%)

エ 居住区

区分	小学5年生	中学2年生
中区	116人(8.8%)	110人(8.5%)
東区	159人(12.0%)	123人(9.5%)
南区	123人(9.3%)	150人(11.6%)
西区	198人(15.0%)	208人(16.1%)
安佐南区	340人(25.8%)	321人(24.9%)
安佐北区	127人(9.6%)	134人(10.4%)
安芸区	103人(7.8%)	85人(6.6%)
佐伯区	141人(10.7%)	137人(10.6%)
無回答	13人(1.0%)	21人(1.6%)

2 生活困難度

(1) 生活困難度の分類

本調査では、子どもの生活困難度を、①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から分類します。

「①低所得」は、先進諸国の貧困の測定に最も一般的に用いられ、厚生労働省も用いている指標ですが、本調査においては、自記式の質問紙調査であるため、把握できる世帯所得の精緻度が限られています。そこで、所得データを補完するために、「②家計の逼迫」と「③子どもの体験や所有物の欠如」に用いられている物質的剥奪指標を用います。物質的剥奪指標は、所得データによる貧困率と一緒に用いることで、貧困の測定の精緻化が可能であることが欧州連合などを始め国内外の研究より判明しています。

以下にそれぞれの詳細な定義を示します。

① 低所得

世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準未達の世帯を「低所得」と定義します。なお、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」にて公表されている「子どもの貧困率」（13.9%）と比較できません。

② 家計の逼迫

「家計の逼迫」は、経済的な制約を子どもに課し、生活水準を低下させるだけでなく、親の心理的なゆとりや、心身の健康状態の悪化を通して子どもに悪影響をもたらす可能性があると言われています。そこで、家計の逼迫を、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義します。具体的には、保護者票において過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫」と定義します。

③ 子どもの体験や所有物の欠如

上記①と②は、世帯全体の生活困難を表しますが、子ども自身の生活困難を表す指標として、「子どもの体験や所有物の欠如」を用います。ここで用いられる子どもの体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品です。

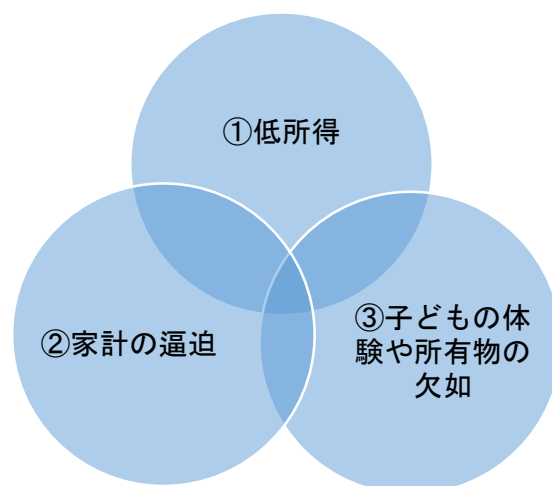
具体的には、保護者票において過去1年間に、「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」ことが「経済的にできない」、「毎月お小遣いを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習いごと（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが「経済的に

できない」、または「子どもの年齢に合った本」、「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」、「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全 15 項目）です。これらの項目のうち 3 つ以上が該当している場合に、「子どもの体験や所有物の欠如」の状態にあると定義します。

① 低所得	③ 子どもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得が厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 ＜低所得基準＞ 世帯所得の中央値 428 万円 ÷ $\sqrt{\text{平均世帯人数 (2.47 人)} \times 50\%}$ = 136.2 万円	子どもの体験や所有物などに関する次の 15 項目のうち、<u>経済的な理由</u>で、欠如している項目が 3 つ以上該当 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 9 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう) 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子どもの年齢に合った本 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所
② 家計の逼迫	
<u>経済的な理由</u>で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上に該当 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金 5 家賃 6 家族が必要とする食料 7 家族が必要とする衣類	

【生活困難度の分類】

生活困難層	生活困窮層 + 周辺層
生活困窮層	2 つ以上の要素に該当
周 辺 層	いずれか 1 つの要素に該当
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない



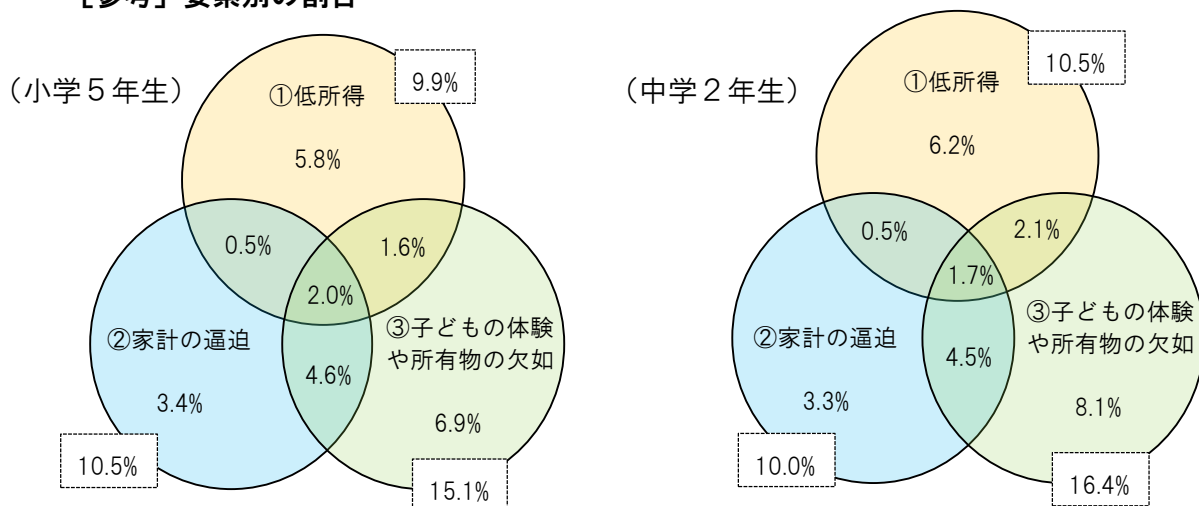
(2) 生活困難度別の割合

ア 生活困難層等の割合

「低所得」、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する生活困窮層の世帯は、小学5年生、中学2年生いずれも 8.8%となっています。また、いずれか1つの要素に該当する周辺層を含めた生活困難層の世帯は、小学5年生が 24.8%、中学2年生が 26.4%となっています。

区 分	小学5年生	中学2年生
生活困難層	24.8%	26.4%
生活困窮層	8.8%	8.8%
周 辺 層	16.1%	17.6%
非生活困難層	75.2%	73.6%

【参考】要素別の割合



イ 世帯構成別の割合

生活困難度を世帯構成別にみると、ふたり親の世帯に比べてひとり親の世帯で生活困難層が多く、小学5年生ではひとり親世帯の 61.5%、中学2年生ではひとり親世帯の 52.0%が生活困難層となっています。

区 分		ふたり親の世帯	ひとり親の世帯
生活困難層	生活困窮層	小学5年生	61.5%
		中学2年生	52.0%
	生活困窮層	小学5年生	30.3%
		中学2年生	20.8%
	周 辺 層	小学5年生	31.2%
		中学2年生	31.2%
非生活困難層	小学5年生	79.1%	38.5%
	中学2年生	76.8%	48.0%